

第 1 5 7 号議案

公の施設の区域外設置に関する協議について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

公の施設の区域外設置に関する協議について
下記のとおり草加市に公の施設を設置する。

記

- 1 施設名称 足立区立毛長公園
- 2 設置場所 草加市瀬崎四丁目 2 0 番地先
- 3 設置目的 住民の福祉の向上のため
- 4 施設使用 公園での行為の制限、罰則、占用等の必要な事項は足立区立公園条例に基づき実施する。
- 5 経費負担 施設整備及び維持管理に要する費用は足立区が負担する。

(提案理由)

毛長公園の区域外設置に関し草加市と協議する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 3 の規定に基づき、この案を提出いたします。